

日住協 第444号  
平成23年3月25日

会 員 各 位

社団法人 日本住宅建設産業協会  
専務理事 田 村 仁 人

「まもりすまい保険（増改築工事）【住宅瑕疵担保責任任意保険】」の  
特保住宅（特定住宅）取扱終了について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、(財)住宅保証機構(以下「機構」という。)では、「住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)」の「増改築等に関する特約」を付す保険申込の引受を停止し、「まもりすまいリフォーム保険」として引受を開始することになりました。

これに伴い、今まで特保住宅(特定住宅)で受付を行っていた、「まもりすまい保険(増改築工事)【住宅瑕疵担保責任任意保険】」の取扱いを終了させていただきます。

今後は、機構が取扱をしている「まもりすまいリフォーム保険」に一般住宅として申込をしていただきますようお願いいたします。 敬 具

記

1. 「まもりすまい保険（増改築工事）【住宅瑕疵担保責任任意保険】」取扱終了日  
平成23年3月23日 日住協受付分まで

確認申請が「増改築」でも、(1)基礎を新築している、(2)既存の建物と新設の建物の構造が独立している、(3)水回り等の設備があり、一軒の住宅として居住が可能など、新築として住宅瑕疵担保責任の対象住宅となる場合は、「新築の特定住宅(特保住宅)」として取扱いとなる場合もあります。判断に困る場合、あらかじめ日住協にご相談ください。

2. 「まもりすまいリフォーム保険」に関する詳細は、機構ホームページでご確認ください。  
(URL) <http://www.how.or.jp/index.html>

「まもりすまいリフォーム保険」は、特保住宅団体検査員による第1回目の現場検査を行うことはできません。必ず着工前に建築所在地にある最寄りの事務機関に申込を行うようにしてください。

また、特保住宅(特定住宅)の保険料等の割引はありません。

3. 本件に関する問合せ先

(社)日本住宅建設産業協会 担当：菊原・田頭・水野・岩脇 電話：03-3511-0611